

## 中古における「のたまふ」の意味

— 敬語の意味体系の問題に触れて —

原 田 芳 起

## 一 「のたまふ」の特殊用法

話し手が自分の言ふことを「のたまふ」と言う用例が中古にあった。これは、用例の目に触れることがまれであったために、やや閑却されてきた。取り上げても不審がられるだけにとどまった。

誰もが一応気づいていたことであるが、不問に付して意味だけ適当に付けてきたものである。『源氏物語』の「帚木」の終わりの方で、源氏が空蟬の弟を召して使い人びとにしようとし入れるくんだり、紀伊守との対話があるが、そこで紀伊守が、「姉なる人ひとにのたまひみむ」という。姉なる人はその少年（小君）の姉、即ち空蟬である。紀伊守の父の後妻であるから、継母ということになるので、謙讓表現をこそふさわしいとすべく思われる。自分の身内のことだから、源氏に対しては謙退し、卑下して表現すべき関係である。ど

の線からも為手尊敬の語を使える場面ではない。

文脈を観察するために、その前後を抄出してみよう。

（源氏）「かのありし中納言の子は得させてむや。らうたげに見えしを、身ちかく使ふ人にせむ。上にもわれ奉らむ」とのたまへば、（紀の守）「いとかしき仰せごとはに侍なり。あねなる人ひとにのたまひみむ」と申すも、胸つぶれておぼせど、（源氏）「その姉君は、あそんのおとうとや持たる」（守）「さも侍らず。

この二年ばかりぞかくてものし侍れど、親の掟てにたがへりと思ひ嘆きて心ゆかぬやうになむ聞き給ふる」（源氏）「あはれの事や。よろしく聞こえし人ぞかし。まことによしや」とのたまへば、（守）「けしうは侍らざるべし……」と申す。

(1)(4)は源氏が紀伊守に対して言うことを表わす。(3)(5)は紀伊守が源氏に対して申し上げることを表わす。地の文であるから、「の

たまふ」「申す」と言いわけて表現している言語主体は物語者である。(2)は紀伊守がわが身内の者に対して言うことを源氏に対して卑下謙退して表現をすべき箇所である。

(1)(4)は(3)(5)と対義語である。(1)(4)の「のたまふ」は、為手を受け手よりも高く、(3)(5)の「申す」は、受け手よりも為手を低く位置づけていて、表現主体たる物語者からの尊敬・謙讓ではない。(2)の「のたまふ」は為手は紀伊守、受け手はその家族としての継母、そして敬意の対象は上位者たる客人源氏の君であるという二つの線に位置づけられるらしい。

「のたまふ」にこのような意味があるであろうか。このことは当然たずねなければならぬ。これを本文批評と関連させてやや詳しく言及されたものには、玉上琢弥博士の『源氏物語評釈』がある。

紀伊の守は自分が言ふことを「宣たまひみむ」と言っている。

「宣たまひ」は為手敬語だから、自分に対して敬語を使ったこととなる。しかも、聞き手は源氏なのだから、このようなことはありえない。河内本や別本に「のたまへはべらむ」とする本がある。「のる」という動詞に、卑下の助動詞、下二段活用の「たまふ」がついたのであろうか。しかし、他に見えない語である。別本のうち、陽明家本は「申しみん」とある。阿仏尼筆本は「のたまひてむ」へおっしゃっていただきましょう。これだと問題ないが、いずれも一本だけである。(第一巻二八五頁)

確かにいろいろと問題のある一句である。「のたまひみむ」の

「のたまひ」が為手尊敬の語であることが動かなければ、この一句は成り立たない。誤りとする外はない。だが、もうひとつの道がある。「のたまふ」に為手尊敬の外の用法があつて、古い時代の「のたまふ」の意味領域が後の時代よりも広くて複雑であつたということが実証できれば、「のたまひみむ」のこの用例は正しいことが認められよう。

本文の問題で、阿仏尼筆本の「のたまひてむ」は語形が穩当には見えるが、却つて一番いけない異文であろう。それを採用したと仮定すると、「君から直接にその姉なる者に仰せられませ」という意味になるが、それでは下を受ける「胸つぶれておぼせど」という反応がおこるわけではないのである。「のたまひみむ」の語形に不審を持つ心理的因子もはたらいて「ミ↓て」の誤写をもたらしたと見るべきであろう。別本陽明家本の「申しみむ」も、『源氏物語』当時の「申す」の用法にははずれている。やや時代の下つた頃のものと思われる。「申す」の本来の語義は、下位者から上位者に進言したり申請したり、神仏に祈願したりする意を表わし、平安中期まではその意味領域の外に出た例はなさそうである。「申す」の意味の変遷については、これも微妙な問題があるので、後日改めて取り上げることにするが、「申しみむ」が『源氏物語』の言語の中に置くにふさわしい表現ではなさそうだとすることは断言できると思う。また、河内本等の「のたまへみむ」は最も納得しやうい形態ではあるが、四段活用の「のたまひみむ」を誤りであると判定させる程の勢力はない。「のたまふ」の下二段活用の例は『今昔物語』にあるの

で、全くの孤立した例という程ではない。

其ノ時ニ翁申サク、「仰セ給フ事尤モ可レ遁キ所无シ。只昔ヨリ住付テ候フ所ナレバ其ノ由ヲ申ス也。人ヲ憫ヤカシ候フ事ハ翁ガ所為ニ非ズ。一両候フ小童ノ、制シ宣ヘ候ヘドモ、制止ニモ不憚ズシテ自然ラ仕ル事ニヤ候フラム。今ハ此テ御マサバ何カ可レ仕キ。」(巻二七ノ三二語)

宰相三善清行の家に住む鬼が宰相に申している所で、その鬼が、使っている小童(鬼)に言い聞かせていることを「制したまへ候ふ」と、自分で言っているのので、源氏物語の場合と同じである。この「のたまふ」は下二段、意味は命令するとか、教訓するとかいうことになる。いたずらをするなどいうことを言い聞かせるのだから、他動詞である。ここに「仰すれども」と言わずに「のたまへども」と言ったのは、聞き手(話相手)の宰相に対して自分の方を下げ、謙退する気持がある。この例を証として河内本をよろしとすることも考えられるが、『今昔物語』の言語が時代が少々さがり、位相のちがいもある点で、簡単にはきめかねる。

というの、この類の「のたまふ」が『宇津保物語』にはかなりの用例を見せており、そこではすべて四段活用であるからである。自分が自分の身内とか従者とかに何事かを言い付けることを、尊貴な身分の人を聞き手として言う時に「のたまふ」ということは、古い時代には決して違例の表現ではなかったことが知られる。

## 二 「のたまふ」特殊用例の検索

自分が言うことを「のたまふ」で言い表わした例を『宇津保物語』から抄出して、その待遇表現としてのありかたを観察してみよう。

(例)「…針にて見ゆる子は、いとかしき孝の子なり。おむなの但馬に侍る女の童生まむとて見給へしやうは、いと使ひよき手作りの針の、耳いとあきらかなるに、信濃のはつりを、いとよき程にすげて、おむなの衣に縫ひ付くと見給へし。それだにいか侍る。ただそれにかかりてこそは行き巡らひ侍れ。立ちぬる月にも、おもとの事のたまひ語らはむとてまかりたりしかば、白き米三斗五升、かちかたなどくれて侍りしをこそは、とかくにし侍りしか。」(俊蔭、角川文庫 ④四三)

姫さがのが主君たる俊蔭の娘にむかって申しているのだが、その中で、自分が自分の娘に女君の出産準備の事を頼みに行ったことを「のたまひかたはむとてまかりたりし」と言っている。場面的要素、すべて『源氏物語』のそれと同じである。

(竜)「…ただにてはよも隠れじ。親ばかりの責めのたまはむにこそ、鬱ずることもあらめ」おとど「ここにも<sup>(9)</sup>のたまふことも侍らず。深き事にも侍らざりしかど、いかなる事にか侍らむ、人の告げ給ひしかば、いとあやしく覺え侍りしかど、ともかくも<sup>(9)</sup>のたまはで、『たいだいしき事侍なり。いまは、え願みるまじくなむ』とばかり、<sup>(4)</sup>のたまふこと侍りし」(忠こそ、

## ①一五一

(2)(3)すべて、言い聞かせる、教誡する、責め言ふ意を表わす。  
この対話の発話者(右大臣橘千蔭)と聞き手みかどとの身分関係、話の中の「のたまふ」行為の爲手千蔭と受け手忠こそ身分関係が二重にからむ点が『源氏物語』の例と一致し、かつ(1)(2)(3)(4)を通じて四段活用である。

兵部卿のみこ、大宮に物きこえ給ふついでに「…こよひは神だに物聞き入れ給へばなむ。年ごろ御なからひにきこゆる事あるを、あさましくなむ、人よりも思ほし捨てたる。…」大宮うち笑ひて、「いでや、かやうの折には神はかにのみぞ思はゆるや。わづらはしき事などのたまはずは、さものたまひ知らせてまし」(祭の使、②二四九)

兵部卿の宮は大宮の弟。大宮の孫のあて宮との結婚を望んで申し入れているが問題にしてもらえないと訴えている。大宮の答える所は、「面倒な事などおっしゃらないならば、あなたの気持をあて宮に言い聞かせてやりましようものを」というのである。

右大将(兼雅)「いづこへぞ」(仲頼)「紀の国吹上の浜のわたりへなり」あるじのぬし(兼雅)「もし、源氏のみもとへか」仲頼「さなり。…」あるじ「仲忠も常にものせむとて出で立つ所なり。されど許したまはねばなむ、えまからざるを。何かは。率て下り給へかし。一人は、えものせじ。人々ものし給ふなれば、いとうしるやすかなり」(吹下の上、②二七九)

父親が子に対して旅行許可の言葉を言ってやらないことを「許し

のたまはず」と自分で言っているのである。客人の前での礼讓であることはもちろんである。

(大宮)「舞には、みこたちの御子(おほんこ)ども、左大弁・兵衛の督・中將などの御子ども出ださるなりや。宮あこ・家あこなどをば、例の人にはあらで、仲頼・行正らして、いかで習はせむとなむ思ふ」おとど(正頼)「中將どの・弁などはうしろめたうはあらじかし。また女たちははづかしげにはよもあらじかし。舞をやこの人々習はさざらむ、まだせぬ事なれば。さはありとも、のたまひてむかし」とて、(菊の宴、③二二)

左大将正頼の夫人大宮が母后(きさき)の宮の六十の賀のいそぎをしていくんだり、夫妻の対話の一部である。大宮は賀の日の宮あこ・家あこの舞の師をせひ仲頼・行正にと希望、左大将は、二人が舞の師となつてくれるかが心配だが、言いつけてみよう、と言っている。左大将から身分の低い仲頼らに言い付けることを、左大将自身が「のたまふ」と表現しているのである。この表現を支えるもうひとつの人間関係は、大宮が左大将の妻とは言いながら内親王であり、左大将はいつでも自分を下位に置いて物を言っていることである。

大将(仲忠)「えかしこに侍らずは、源中納言の御方にあまた侍り。すべていくつばかりかは」おとど(兼雅)「いさや。十ばかりこそよからめ」大将「御前(ごぜん)の事などかねておほせられよ。かしこにものたまはむ。おましどころしつらはせ給ふ事行なはせ給へ」(蔵開の中、④三一八)

懐妊した梨壺の御方の退出を迎えに、車はいくつぐらにする

か、御前駆の者の手くばりはいかか、と父子が相談している。仲忠が「かしこ」と言っているのは、妻の住む二条の院である。「かしこにものたまはむ」は二条院に仕える者どもにも言い付けてみようと言うのを待遇表現によって語を変えたのである。父の左大将に対して、二条院は自分の方の事であるから、二重の待遇表現が重ねられていることは、上にあげてきた例のすべてと一致する。

おとど(兼雅)、「大将をな見え」とのたまひつるに驚きて、  
「坊をば据えずは据えず、大将をおろかにはいかか思はむ。かくのたまふが恐しきこと」とおぼして、御返り事「畏まりて承りぬ。仰せられたる事、よにいかでと思ひ給ふれど、あひかなふ人の侍らぬになむ。かたがたのたまひ語らひてきこえさせむ」ときこえ給ひて、(国讓の下、①一八四)

右の(9)「のたまひ語らふ」の用法も、全く上の(7)までと一致する。自分の周辺の誰彼に言い聞かせ相談するというのである。

右の(5)(6)(7)(8)(9)、すべて一致して四段活用である。『源氏物語』の一例を合わせて十例となるわけであるが、すべて對話にのみ用いられている。『源氏物語』の對話の言語と、『宇津保物語』のそれは、位相的にきわめて近い。『今昔物語』の對話の位相はやや距離があるようである。その点、青表紙本の「のたまひむ」の方が、河内本の「のたまへみむ」よりも、『源氏物語』本来のものとしてよからう。

これらの「のたまふ」の主語は話し手自身である。「のたまふ」ことの受け手は、話し手の身内か、隷属者である。この「のたま

ふ」から待遇表現を除けば、「言ひ付く」「言ひ聞かす」などであろう。ある旨趣を下位者に言語をもって伝達するのが「のたまふ」の本来の意味であるから、その意味では敬語以前であると考えられるが、どの例を見ても、話し手の聞き手に対する礼讓が重なっている。

話し手——聞き手

為手——受け手

この二つの尊卑上下の意識が、奇妙な重なりを見せている。為手尊敬ではなく、もちろん受け手尊敬でもない。かといっても聞き手尊敬だけでは説明しきれない。支配被支配関係、尊卑高下関係の言語への投影の古い体系から、礼讓としての新しい敬語の体系に移行する過渡で、両者が重なっている形と見るべきである。

### 三 辞書における処理の吟味

紙幅を節約する意味で、手許にある『大言海』『広辞林』、それに一つ二つの古語辞典だけで一端に触れるにとどめる。辞書の解説は、一般に、「のたまふ」は、他動詞四段活用で、「言ふ」の尊敬語である、とする以外に出ない。

前項までに考察した諸例をしばらくおいて、他の例は「言ふ」の尊敬語であり、為手尊敬であるという定義で十分説明できるであろうか。これが第一の疑点である。

次に「のたまふ」の自動詞的用法はないと定められるかどうか、「のたまふ」の多数の用例の中には、



(北の方)「おとどこそ。この落窪の君、心の愛敬あいぎやうなく、見わづらひぬれば、これいましてのたまへ」(落窪一巻二)のように、「これを教訓して下さい」と、目的格のはつきりした、他動詞性の強いものがあるとともに、

おとどは、「近くおはしてのたまへ」<sup>(3)</sup>とのたまへば、(同)のように他動詞性がそれ程強くないものも少なくない。②は北の方が遠くから大声で言うので聞き苦しく思つて、「近く来ておっしゃい」と言ったのである。③はさらに他動詞型には遠くて「と言ふ」型である。『大言海』でも『広辞林』でも、「言ふ」には他動・自動の二項を立てている。「と言ふ」型は「のたまふ」にも当然あるであろう。これが疑点の第二である。

第一第二の疑点を分けて記述すると長くなるので、実際の文章例について総合的に観察してみる。尊敬・謙譲という分類では説明しきれない点、他動詞的なものや自動詞的なものが、重層的に混在している点などを。

(尼君)「かくまでのたまはせきこえさするも、浅くはいかが」<sup>(4)</sup>とのたまふ。(源氏)「おぼされむ所をも憚らず、うちいで侍りぬる」ときこえ給へば、(尼君)「いと、まだいふかひなき程にて、えなむうけたまはりともめられざりける」とのたまふ。(源氏)「思ひ給へよるさまことなる心の程を御覽ぜよ」ときこえ給へど、(尼君)「いと似げなき事を、さも知らで、のたまふ」とおぼして、(源氏)若紫

(4)「のたまはず」は「きこえさす」と対義語である。対話の中の

発話であるから、尊敬と謙譲、為手尊敬と受け手尊敬の関係がすつきりしている。互いに相手を上位に自分を下位に置く、礼讓としての敬語法的秩序を示している。(7)「のたまふ」も同じである。しかるに(5)(6)の「のたまふ」は物語の地の文であるから、表現の主体は物語者である。そして、地の文の中の「きこゆ」と対義語として用いられている。この場合、「きこゆ」は単純に源氏の君の謙譲を表現するときめてしまえないものがありはしないか。物語者が若い源氏の君と、老いた尼君との関係を、尊卑上下の位置づけをして把握して、尼君の言行為を「のたまふ」、源氏のそれを「きこゆ」で表現したのである。表現主体が物語者であることを考えれば、謙讓表現という定義では不都合である。源氏の言行為を謙讓的姿勢であつたというとらえかたを物語者が取つたと解釈すればそれで十分かというに、それも何か不安定さが残る。それは尼君が源氏を下に見た言いかたをしたとは考えられないのに、そこに「のたまふ」を用いて一貫しているからである。「のたまふきこゆ」の対義語性からすれば、「のたまふ」を単純に物語者からの為手尊敬とするわけにはゆくまいと思ふ。

敬意を表わすすれば、表現主体があつて、その表現者から敬意を発するのでなければなるまい。物語者は尼君をも源氏の君をも尊敬すべき位置から発話している。源氏の君には「きこえ給ふ」と為手尊敬の表現を加えることでそれを果たしている。この補助動詞「給ふ」と「のたまふきこゆ(申す)」とは、異なる層をなしているとすべきである。時枝博士の説かれた辞の敬語と詞の敬語を適

用してもよからう。だが、むしろ、支配被支配の身分関係の投影としての「のたまふ」きこゆ（申す）が、新しい敬語体系の中に古い地層の露出のように残っていると説明すべきではなからうか。

前項まで扱った特殊用法だけでなく、「のたまふ」には、他の敬語動詞「おぼす」「御覽す」「きこしめす」「みそなはず」の類と比べてどこかに特異な点がある。それは、本来敬語として成立した語でなく、上意を下達することを意味する語であったからであろう。「たまふ」「つかはす」等々にも類似の性格がある。上位にある人が「たまふ」を自身の行為に付しても必ずしも自己敬語とは考へられなかったであろう。「宇津保物語」の「俊蔭」の巻に、阿修羅が俊蔭に対して「汝が命を許し給ふ」と言ふくだりがあるが、誤りでもなく、自己敬語でもない。支配者の位置から「汝が一命を許してつかわす」と言ったにすぎない。この稿でさきに観察した「のたまふ」もこれと同様、自分の支配下、または自分の意志に従わせることのできる身内の者に説き聞かせるというのであって、自己敬語とは考えたくない。

ちなみに、小学館発行『新撰古語辞典』の「のたまふ」の解説は、私も協力した項であったように思うが、次のように記している。

のたまふ (「のりたまふ」の約。上位者から下位者に事の旨を告げ知らせる意を本とする) 一(他ハ四) 自分の身内、または下位者に事の旨を申し聞かせる。「(我ハ我が子ニ対シ)とかくものたまはで『……』とばかりのたまふことありし」ハ宇

津保・忠こそ▽「姉なる人にのたまひ見む」△源・帚木▽二(他ハ下三) 右に同じ。「二両(ひとり)侍ふ小童べの制しのたまへ候へども制止にも憚らずして」△今昔・二七の三一▽三(自ハ四) 「言ふ」の尊敬語。おおせられる。「『さて何事ぞ』とのたまはすれば」△枕・大進生昌が家に▽

他動詞下二段は前に触れたように『源氏物語』の異文を加えて二例にすぎないが、立てるのが穩当であろう。他動詞四段は、さらに細分したがよいであろう。「のたまふ」の主格が発話者自身である場合と、二人称三人称を主格とする場合とでは、意味も敬語としての性格も全くちがったものになっている。区分して考えるべきものである。

敬語の意味体系の考察には、「のたまふ」とその周辺だけ観察しても決着はつかない。それは他日を期するとして、問題があるというところだけ注意しておきたい。